

令和元年度第3回三種町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時 令和元年8月9日（金）

午後1時28分～午後2時05分

場所 三種町八竜農村環境改善センター 視聴覚室

出席者

審査会	会長	大庭	秀俊
	委員（会長職務代理者）	小玉	陽三
	委員	櫻田	悦郎
	委員	成田	隆道
	委員	渡部	整悦
	委員	田中	誠一
実施機関		三浦	保
事務局	総務課長	石井	靖紀
	総務課行政係主任	田村	慎一

会議の記録

午後1時28分 開会

石井課長 委員の皆様、大変暑いところ御参集いただきまして、ありがとうございます。
只今から令和元年度第3回三種町情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

本日は、諮問第15号案件と第16号案件の答申の内容について、御協議をいただくこととしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

また、本日は審議終了後、報告事項が1件ございます。後ほど、事務局から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、会長から一言いただきたいと思います。大庭会長、よろしくお願いいたします。

大庭会長 皆様、暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

一応、本日審議する第15号案件と第16号案件で一区切りということで、午前中から暑くて、皆様もお疲れのことと思いますけれども、気を引き締めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

石井課長 ありがとうございました。

ここからは大庭会長に会議の進行をよろしくお願いいたします。

大庭会長 それでは、今回の議事、まず諮問15号の審議についてですけれども皆様に、事前に諮第15-5（事）、答申案が配られていることと思います。

=====
審議案件

諮問第15号「公文書の公開決定に対する審査請求」

審査請求に関する審議については、非公開とします。

非公開の理由

- ・個人に関する情報を含んでいるため。(三種町個人情報保護条例第3条)
 - ・町の機関の意思形成に関する情報であるため。(三種町情報公開条例第6条第4号)
- =====

大庭会長 では、15号案件に対する答申が、案のとおりということで決まりました。
 ありがとうございます。

(諮問第15号案件の審議終了)

大庭会長 続きまして、第16号案件です。こちらもお手元に答申案、諮第16-5(事)
 が事前に配付されているかと思います。

=====
審議案件

諮問第16号「公文書の不存在による非公開決定に対する審査請求」

審査請求に関する審議については、非公開とします。

非公開の理由

- ・個人に関する情報を含んでいるため。(三種町個人情報保護条例第3条)
 - ・町の機関の意思形成に関する情報であるため。(三種町情報公開条例第6条第4号)
- =====

大庭会長 では、16号案件につきましても、案のとおり答申をするということで決定
 いたします。

(諮問第16号案件の審議終了)

大庭会長 審議案件につきましては以上ということになるんですけども、事務局から
 報告事項が有ることでしたので、よろしくお願いします。

田村主任 それでは、議案をめくって5ページを御覧ください。先日発生しました、個人
 情報の漏えい事故について、御報告いたします。

 内容といたしましては、児童クラブに所属する非常勤職員が業務上把握して
 いた利用児童の保護者1名の携帯電話の番号を御本人から同意を得ることなく、
 ほかの保護者1名に提供してしまった、そういった事案でございます。

漏えいから発覚までの経緯なんですけれども、詳細は伏せさせていただきますが、●月●日、ある児童クラブで、児童間でトラブルが発生しました。被害を受けた側の児童の保護者を保護者A、トラブルを起こした側の児童の保護者は保護者Bと呼ぶことといたします。それで、当該児童クラブ所属の非常勤職員の1人が、このことのトラブルについて保護者Bに連絡したところ、保護者Bから、保護者Aに対して謝罪したいので連絡先を教えてほしいと、そういった話になったようです。

これを受けて、翌●日、当該非常勤職員が児童クラブの業務で収集していた保護者Aの携帯電話番号、こちらを保護者Bに提供しています。提供方法なんですけれども、当該職員と保護者Bが児童クラブとは別な部分でも交友、親交があったようでして、SNSを通じて行われています。

その後、保護者Bから保護者Aに電話連絡が行われたようですが、●●日、携帯電話の番号をどこから入手したのか、入手経路が疑問だということで、保護者Aから役場に連絡が来ております。

それを受けて、調査を実施したところ、当該非常勤職員から保護者Bに携帯電話番号が提供されたということが発覚したということです。

本事案の原因なんですけれども、当該職員の個人情報保護に対する意識が十分でなかったということで、保護者Bからの申出に誤った対応をしてしまったということにあると考えております。

それで、本事案における実施機関の対応なんですけど、保護者Aから御連絡をいただいた後、関係職員への聴取りを中心に調査を実施しまして、事態の把握と収束に努めたところです。

職員の調査では、保護者Aの携帯電話番号が保護者Bのほかに漏えいしたという事実は確認できておりません。それで、当該非常勤職員と保護者B双方の携帯電話端末から、保護者Aの携帯電話番号の記録が削除されたことと、当該携帯電話番号を今後使用、利用しないことを確認できましたので、一応、漏えいについては一定の対処ができたところではないかと判断しております。

その後、当該児童クラブを利用している保護者の皆様に対して、書面で報告したほか、当町職員に対しては、個人情報の適正な取り扱いを徹底するよう書面で注意喚起を促したところです。

今回のような事故が今後発生しないよう、職員の資質向上、個人情報保護意識の醸成に努めて参りたいと考えております。

以上です。

大庭会長 何かこの件について、御質問等有る方いらっしゃいますでしょうか。

小玉委員 こういう情報の提供、全く無いわけではない話だと思うんだけど、その使い分けが難しいということなのかな。

大庭会長 今は、結構これは厳しい話になってきますね。本来であれば、保護者Bからはこういう申出があったということを当該非常勤職員が保護者Aに伝えて、どうしますかということとなった上で、連絡を取るのかどうかという形になると思います。

小玉委員 なるほど。それで、こういう事例が発生したから、気を付けなさいと職員には周知したと。

田村主任 はい。職員には個人情報保護条例に基づく取扱いを徹底するよう周知して、当該児童クラブを利用している保護者の方にも報告しています。

大庭会長 今回の件、多分、当該非常勤職員に悪意は無かったんだと思うんですね。そういうところで、個人情報の管理が甘くなってしまった部分が有ったのではないかと思うんです。

例え善意であったとしても、個人情報を勝手に使用してはいけないと、そういうところをもう少し強調して職員に周知した方がいいかもしれませんね。

渡部委員 この児童クラブの非常勤職員は、児童クラブの保護者の連絡先は当然把握しているわけですよね。連絡網とかも必要だろうし。

田村主任 はい。保護者の方から届け出てもらっています。

渡部委員 それは問題無いんですよね。

田村主任 児童クラブの業務で使用する分には全く問題無いです。今回の件は、それを超えるものであったというのが問題なのかなと。

大庭会長 連絡網を作成するために収集するとか、そういうところにきちんと同意していれば、それは問題無いです。

昨今、個人情報保護が非常に厳しくなっているのは、やはりインターネットの普及が大きいんですね。電話番号や住所、そういうものと個人をひも付けするのが非常に簡単な世の中になりました。例えば、住所が分かれば、どんな家に住んでいるんだとかというの、検索すればすぐ出てきます。スマートフォンやデジタルカメラで撮影された写真には位置情報が埋め込まれていますから、SNSなんかに投稿されている写真が何処で撮られたものなのか、そういうことも簡単に分かっけてしまいます。個人情報とその個人の生活というのが、ものすごく密接に関係する、そういう社会になったということで、必然的に個人情報保護も厳しくなったわけです。

法令の部分で黒か白かという話は、勿論大事で、町政に対する町民の信頼ということからすると、できる限り、個人情報保護条例に基づくデリケートな取扱いが求められるところです。ただ逆に、保護され過ぎて問題となる場合もあって、例えば緊急事態とかに、そういう情報が的確に共有されないというのは非常に困るわけです。それこそ今一番問題になっている、一人暮らしの高齢者の方の見守りをどうするかとか、そういうケースですね。

個人情報保護条例上、緊急時であれば個人情報の提供は認められているようですので、そういった手当てがされていれば、ある程度は大丈夫だと思いますが、個人情報の保護と活用はなかなか難しい問題ですね。

そのほか、よろしいでしょうか。

では次、その他ということで、事務局から何かございますか。

田村主任 お配りしている前回の会議録について、問題無ければ確定とさせていただきたいのですが。

大庭会長 前回の会議録ですが、問題無いでしょうか。よろしいですかね。

田村主任 署名をお願いします。

(大庭会長が会議録に署名。令和元年度第2回審査会の会議録が確定。)

田村主任 これまでは、審査会の中で会議録の確定作業を行ってきましたが、審議も終了して、次回までしばらく間が空く予定ですので、本日の会議録の確定作業は郵送で行いたいと考えております。よろしくお願いします。

大庭会長 では、本日は以上ということで閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時05分 閉会

会議録確定 令和元年10月1日

三種町情報公開・個人情報保護審査会

会 長